

欧州委員会による炭素国境調整措置(CBAM)導入規則案の 公表及び日本企業への示唆

2021年7月14日、欧州委員会は、2030年の温室効果ガス削減目標及び2050年の気候中立目標を達成するための政策パッケージ「Fit for 55」の一環として、炭素国境調整措置（Carbon Border Adjustment Mechanism（“CBAM”））の導入に係る規則案（以下「本規則案」という。）¹を公表した。

EUが気候変動に関する野心的な目標を掲げ、EU排出権取引制度（以下「EU ETS」という。）を始めとする域内規制を導入してきたのに対し、多くの国は、EUと同じレベルの目標を達成するための政策を取っていない²。かかる状況下では、EUの気候変動政策に係るコスト負担を理由に、規制の緩いEU域外に生産拠点が移転し、又はEU製品が温室効果ガス排出量の多い輸入品に置き換わることにより、世界的に排出量が増加する、いわゆるカーボンリーケージが生じる可能性がある³。本規則案は、EU製品に対するのと同様に、温室効果ガス排出量に応じた金銭的負担を輸入品に求めることにより、カーボンリーケージのリスクを防ぐことを目的としている⁴。

本規則案は、今後、EUの通常立法手続により、欧州議会及び（EU加盟国を代表する）閣僚理事会において審議され、特定多数決による承認を得て成立した場合、2023年1月からの移行期間を経て、2026年1月から本格的に適用される。

以下では、本規則案の適用範囲、移行期間中（2023年乃至2025年）の義務内容、本格適用開始前の手続及び本格適用開始後の義務内容を概説し、最後に日本企業への示唆を述べる。

1. 適用範囲

(1) 対象産品

本規則案の適用対象となる産品（以下「対象産品」という。）は、現時点では、第三国から輸入される、セメント、電気、肥料、鉄鋼及びアルミニウムのうち、CNコード⁵で指定される産品に限られる⁶。ただし、本規則案は、将来的には、対象産品の範囲が、移行期間の終了（2025年末）前に欧州委員会が作成する報告書に基づき、カーボンリーケージのリスクを有するその他の産品に拡大される可能性があることを示している⁷。本規則案と共に公表された影響評価報告書は、より具体的に、EU ETSのカーボンリーケージのリスクに係る業種リストに基づき、適用対象が拡大される可能性がある⁸と述べる。

¹ European Commission, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism, COM(2021) 564 final, 14.7.2021, available, [here](#).

² 本規則案前文7項及び8項。

³ 本規則案前文8項。

⁴ 本規則案前文11項並びに1条1項及び2項。

⁵ EUが使用する、HSコードの6桁に下位2桁を加えたコード。

⁶ 本規則案2条1項及び3条1号並びに附属書I。なお、欧州委員会は、対象産品に若干の変更を加えることにより適用対象外とする迂回行為への対応として、対象産品の範囲を拡大する権限を有する（本規則案27条5項）。

⁷ 本規則案30条2項。

⁸ Commission Staff Working Document Impact Assessment Report Accompanying the document Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing a carbon border adjustment mechanism, SWD(2021) 643 final,

VAN BAEL & BELLIS

日本から EU へのセメント、肥料、鉄鋼及びアルミニウムの輸出量は少ないが⁹、EU ETS のカーボンリーケージのリスクに係る業種リスト¹⁰には、日本から EU への輸出量の多い有機化学品やプラスチックを含む、多くの業種が挙げられている¹¹。したがって、現時点で本規則案の対象となっている産品を輸出していない日本企業も、日本又は他国から EU に輸出する産品が、上記業種リストに含まれているか否かを確認した上で、適用範囲の拡大に向けた動きを注視し、必要な対策を取ることが推奨される。

(2) 適用除外

EU ETS が適用される又は固有の排出権取引制度が EU ETS と完全に連結されている第三国又は地域を原産国又は原産地域とする産品は、炭素価格が実効的に賦課されることを条件に、本規則案が適用されない¹²。現時点では、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスを原産国とする産品及びビュージンゲン、ヘリゴランド、リヴィーニョ、セウタ及びメリリャを原産領域とする産品が、本規則案の適用対象から除外されている¹³。

2. 移行期間(2023 年乃至 2025 年)中の義務内容

本規則案は、2023 年 1 月から、報告制度として適用を開始する。2026 年 1 月に本格適用が開始されるまで、対象産品の輸入申告者及び生産者は、金銭的負担を求められことはないが、排出量のモニタリング及び CBAM 報告書の提出に係る事務的負担を負うことになる。

(1) CBAM 報告書の提出

対象産品の輸入申告者は、2023 年乃至 2025 年の各四半期終了後 1 ヶ月以内に、輸入先の EU 加盟国の当局に対して、四半期中に輸入した対象産品に係る以下の情報を記載した CBAM 報告書を提出しなければならない¹⁴。

- ① 輸入対象産品の総量
- ② 輸入対象産品の実際の総直接排出量
- ③ 輸入対象産品の実際の総間接排出量
- ④ 輸入対象産品の総直接排出量に係る原産国における支払済みの炭素価格

②直接排出量は、生産者が直接コントロールする対象産品の生産工程における排出量を指し、4(1)アで説明する方法に基づき算出する¹⁵。③間接排出量は、対象産品の生産工程において使用される電力、加熱及び冷却の生産時の排出量を指し、実施行為により定められる方法に基づき

14.7.2021, (“Impact Assessment Report”), available [here](#), pp. 24-25.

⁹ Impact Assessment Report, *supra* note 8, p. 66 and Annex 10.

¹⁰ Commission Delegated Decision (EU) 2019/708 of 15 February 2019 supplementing Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council concerning the determination of sectors and subsectors deemed at risk of carbon leakage for the period 2021 to 2030, OJ L 120, 8.5.2019, pp. 20–26, available [here](#).

¹¹ 日本から EU への主要輸出品については、財務省貿易統計「対 EU 主要輸出品の推移(年ベース)」, available [here](#) を参照。

¹² 本規則案 2 条 5 項。なお、電気についても適用除外が定められているが、現在、該当国又は領域は存在しない(本規則案 2 条 8 項及び付属書 II§B)。

¹³ 本規則案 2 条 3 項及び付属書 II§A。

¹⁴ 本規則案 33 条 1 項、35 条 1 項及び 2 項並びに 36 条 3 項。

¹⁵ 本規則案 3 条 15 号及び 35 条 2 項(b)号。

算出する¹⁶。④原産国における炭素価格は、対象製品の生産において放出された温室効果ガスに対して、税又は排出量取引制度により支払われた金額を指す¹⁷。

こうした情報は、対象製品の輸入申告者が独自に入手できるものではなく、対象製品の生産者が、直接排出量及び間接排出量をモニタリングし、炭素価格を算定した上で、輸入申告者に対して提供する必要がある。

なお、輸入申告者が CBAM 報告書の提出を怠った場合、制裁金が課される¹⁸。

3. 本格適用開始前の手続

本規則案は、2026年1月の本格適用開始に先立ち、認可申告者及び生産者の登録並びに検証者の認定に係る条項の適用開始を予定している。対象製品の輸入申告者及び生産者は、こうした条項に基づき、必要な準備を行い、本格適用に備える必要がある。

(1) 認可申告者の登録(2025年9月1日以降)

対象製品の輸入申告者は、対象製品を輸入する前に、設立国の当局に対して、対象製品の輸入に係る認可を申請しなければならない¹⁹。

認可を受けた申告者（認可申告者）は、本格適用開始後、対象製品について、CBAM 申告書の提出、CBAM 証書の購入及び償却並びに排出量の検証確保の義務を負うことになる²⁰。

(2) 生産者の登録(2023年1月1日以降)

対象製品の外国生産者は、申請により、欧州委員会のセントラル・データベースに当該生産者及び生産設備に関する情報を登録することができる²¹。

生産者が登録を行った場合、生産設備において生産した対象製品の排出量の算定、排出量の検証確保、検証報告書及び排出量の算定情報の保管が義務付けられる²²。

対象製品が登録された生産設備で生産された場合、認可申告者は、生産者から共有された排出量の検証に係る情報を使用することにより、検証確保の義務を満たすことができる²³。したがって、対象製品の生産者は、登録を行い、自ら認定検証者に対して排出量の検証を依頼することにより、認可申告者において発生するコストを抑制できる可能性がある。

(3) 検証者の認定(2023年1月1日以降)

EU ETS の認定検証者は、本規則案の下でも、認定検証者とみなされる²⁴。また、EU 加盟国の

¹⁶ 本規則案 3 条 28 号及び 35 条 2 項(c)号。

¹⁷ 本規則案 3 条 23 号。輸出還付その他の輸出補償の対象となったものを除く(本規則案 35 条 2 項(d)号)。

¹⁸ 本規則案 35 条 5 項。

¹⁹ 本規則案 5 条 1 項及び 17 条 1 項。

²⁰ 本規則案 6 条 1 項、8 条 1 項並びに 22 条 1 項及び 2 項。義務の詳細は、4(1)及び(2)の説明を参照されたい。

²¹ 本規則案 10 条 1 項及び 14 条 4 項。

²² 本規則案 10 条 5 項。義務の詳細は、4(1)の説明を参照されたい。

²³ 本規則案 8 条 2 項。

²⁴ 本規則案 18 条 1 項。

認定機関は、申請を受けて、対象製品の排出量を検証する検証者を認定することができる²⁵。

影響評価報告書は、EU 域外に所在する者を認定検証者とすることも想定していると考えられる²⁶。認定検証者が排出量を検証する際には、原則として生産設備を訪問する必要があることから²⁷、対象製品の生産者は、本格適用開始前に、排出量の検証を依頼することのできる認定検証者を探し、必要に応じて、自国の既存機関に対して、認定検証者の申請を行うよう働きかけることが考えられる。

4. 本格適用開始後(2026年1月以降)の義務内容

本規則案の本格適用開始後、対象製品の認可申告者及び生産者は、排出量のモニタリング及び算定、CBAM 申告書の提出並びに CBAM 証書の購入及び償却に伴う事務的・金銭的負担を負うことになる。

(1) CBAM 申告書の提出

認可申告者は、毎年 5 月 31 日までに、EU 加盟国の当局に対して、以下の内容を記載した CBAM 申告書を提出しなければならない²⁸。

- ① 前年の輸入対象製品の総量
- ② 前年の輸入対象製品の総排出量
- ③ ②に相当する CBAM 証書の総数（ただし、原産国における支払済みの炭素価格及び EU ETS の無償割当に応じた削減分を除く²⁹。）

また、認可申告者は、CBAM 申告書において申告した総排出量が、認定検証者による検証を受けたものであることを確保しなければならない³⁰。

対象製品の生産者は、こうした CBAM 申告書の提出及び認定検証者による検証のため、認可申告者に対して、対象製品の排出量及び原産国における支払済みの炭素価格に関する情報を提供する必要がある。また、生産者登録を行った場合には、生産設備において生産した対象製品の排出量を品目毎に算定し、算定した排出量が認定検証者による検証を受けたものであることを確保するとともに、認定検証者の報告書及び排出量の算定に必要な情報を 4 年間保管することが義務付けられる³¹。

以下では、対象製品の排出量の算定方法、排出量の検証及び原産国における支払済みの炭素価格について説明する。

²⁵ 本規則案 3 条 26 号及び 18 条 2 項。検証者の認定方法の詳細は、委任行為により定められる(本規則案 18 条 3 項)。

²⁶ Impact Assessment Report, *supra* note 8, p. 20.

²⁷ 本規則案 8 条 1 項、附属書 V 1 項(c)号。

²⁸ 本規則案 6 条 1 項及び 2 項。

²⁹ EU ETS の改正指令案は、2026 年から 10 年かけて段階的に EU ETS の無償割当を廃止する旨規定する (European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2003/87/EC establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union, Decision (EU) 2015/1814 concerning the establishment and operation of a market stability reserve for the Union greenhouse gas emission trading scheme and Regulation (EU) 2015/757, COM(2021) 551 final, available, [here](#), Article 10a(1) and (1a))。CBAM 証書の償却数は、EU 内の対象製品の生産設備に対する無償割当に応じて調整されることから(本規則案 31 条 1 項)、無償割当の減少に伴い償却数が増加することが見込まれる。

³⁰ 本規則案 8 条 1 項。

³¹ 本規則案 10 条 5 項。

ア 対象製品の排出量の算定方法

本規則案は、CBAM 申告書の対象となる排出量を直接排出量に限定しているが、移行期間の終了（2025 年末）前に欧州委員会が作成する報告書に基づき、将来的には、間接排出量も対象となる可能性がある³²。

電力の排出量は、一定の条件の下で認可申告者が実際の排出量を使用することを請求する場合を除き、規定値に基づき算定される³³。

電力以外の対象製品の排出量は、原則として、対象期間中の「対象製品の生産工程における実際の排出量」／「対象製品の生産量」により算出する³⁴。対象製品の生産工程において、他の対象製品を原材料として使用する場合、当該他の対象製品が実施行為の指定する原材料に該当する場合には、当該他の対象製品の生産工程における排出量も、上記「対象製品の生産工程における実際の排出量」に含まれる³⁵。したがって、対象製品の生産者は、自らの対象製品の生産工程における排出量のほか、必要な場合には、原材料として使用する対象製品の供給者の協力を得て、当該原材料の生産工程における排出量も算出する必要がある。

認定申告者が実際のモニタリングデータを十分に提供できない場合、電力以外の対象製品の排出量は、①品目毎に定められる各輸出国の平均排出原単位を規定値として適用し、算定する³⁶。輸出国の信頼できるデータが得られない場合には、②EU 域内の生産設備のパフォーマンス下位 10%の平均排出原単位を規定値として適用する必要があるが、地域特性に応じたデータに基づき、地域特有の規定値を算定することができる場合には、③地域特有の規定値を代わりに適用し得る³⁷。したがって、規定値の使用が見込まれる場合、対象製品の生産者は、②EU 域内の生産設備のパフォーマンス下位 10%の平均排出原単位の適用を避けるため、必要に応じて、輸出国に対して、自国の平均排出原単位及び地域特有の規定値の算定に必要なデータの収集及び提供を働きかけることが考えられる³⁸。

イ 排出量の検証

排出量の検証は、EU ETS の認定検証者又は EU 加盟国の認定機関が新たに認定した検証者により行われる³⁹。

認定検証者は、原則として生産設備を訪問した上で、排出量の報告に重大な虚偽表示がないこと及び排出量の算定方法に関する重大な不適合がないことについて、合理的な確証を得なければならない⁴⁰。

³² 本規則案前文 17 項、3 条 15 号及び 16 号並びに 30 条 2 項。直接排出量及び間接排出量については、2(1)の説明を参照されたい。

³³ 本規則案 7 条 3 項並びに附属書 III 4.2 項。

³⁴ 本規則案 7 条 2 項並びに附属書 III 2 項及び 3 項。対象製品の生産工程における実際の排出量の算定方法の詳細は、欧州委員会の実施行為により定められる(本規則案 7 条 6 項)。

³⁵ 附属書 III 1 項(b)号及び 3 項。

³⁶ 本規則案 7 条 2 項及び附属書 III 4.1 項。認定申告者が実際の排出データを提供できない場合又は排出データのモニタリング及び検証が定められた基準を満たさない場合に、「実際のモニタリングデータが十分に提供できない」と判断されると考えられる (Impact Assessment Report, *supra* note 8, p. 19)。

³⁷ 本規則案 7 条 2 項及び附属書 III 4.1 項及び 6 項。

³⁸ 本規則案も、第三国から提供される情報に基づき規定値を更新することを想定している(附属書 III 4 項)。

³⁹ 本規則案 3 条 26 号、8 条 1 項並びに 18 条 1 項及び 2 項。

⁴⁰ 本規則案 8 条 1 項並びに附属書 V 1 項(b)号及び(c)号。

ウ 原産国における支払済みの炭素価格

対象製品の認可申告者は、CBAM 申告書において、原産国における支払済みの炭素価格（対象製品の生産において放出された温室効果ガスに対して、税又は排出量取引制度により支払われた金額）⁴¹に応じて、CBAM 証書の償却数の削減を請求することができる⁴²。認可申告者は、申告した排出量が原産国における炭素価格の対象であったことを示す文書（独立した自然人又は法人による認証を受けたもの。）及び炭素価格の支払証明を4年間保管しなければならない⁴³。

日本におけるカーボンプライシング（炭素価格付け）の制度としては、地球温暖化対策税のほか、エネルギー関係諸税及びFIT賦課金が挙げられており、これらの制度に基づく合計税額をCO₂排出量当たりの負担額に換算すると、6,301 円/t-CO₂になるとされている⁴⁴。しかし、地球温暖化対策税が、CO₂排出量に基づく税率（289 円/t-CO₂）に設定されているのに対し、負担額の大部分を占めるエネルギー関係諸税及びFIT賦課金は、必ずしもCO₂排出量に比例しないことから⁴⁵、本規則案における「炭素価格」として認められない可能性もある。したがって、日本からEUに輸出される対象製品は、日本の諸制度に基づき、実質的には温室効果ガス削減のための金銭的負担を負っているにもかかわらず、かかる負担が本規則案の下で考慮されずに、EU製品又は他国からの輸入品よりも重い金銭的負担を強いられる可能性がある。日本からEUに対象製品を輸出する日本企業は、こうした状況を踏まえ、上記日本の各制度に基づく負担額が「炭素価格」として認められるか、EUと日本との協議⁴⁶を注視し、必要に応じて、EU諸機関に対して働きかけを行うことが考えられる。

(2) CBAM 証書の購入及び償却

ア CBAM 証書の購入

CBAM 証書の価格は、前週のEU ETS 排出枠オークションの終値の平均価格に紐づけられている⁴⁷。

認可申告者は、以下の期日までに、EU加盟国の当局から、必要数のCBAM 証書を購入しておかなければならない⁴⁸。

- ① 毎四半期末までに、年初からの輸入対象製品の総排出量（規定値に基づき算定した排出量）の80%に相当するCBAM 証書
- ② 毎年5月31日までに、前年の輸入対象製品の総排出量に相当するCBAM 証書（ただし、原産国における支払済みの炭素価格及びEU ETSの無償割当に応じた削減分を除く。）

CBAM 申告書と同様、CBAM 証書の対象となる排出量は、直接排出量に限られるが、移行期間の終了（2025 年末）前に欧州委員会が作成する報告書に基づき、将来的には、間接排出量も対象となる可能性がある⁴⁹。

⁴¹ 本規則案 3 条 23 号。輸出還付その他の輸出補償の対象となったものを除く（本規則案 9 条 2 項）。

⁴² 本規則案 9 条 1 項。

⁴³ 本規則案 9 条 2 項及び 3 項。

⁴⁴ 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会「中間整理」（令和 3 年 8 月）12 頁、available [here](#)。

⁴⁵ 同 13 頁。

⁴⁶ 本規則案前文 54 項及び 2 条 12 項参照。

⁴⁷ 本規則案 21 条 1 項及び 2 項。

⁴⁸ 本規則案 6 条 2 項(c)号、20 条 1 項、並びに 22 条 1 項及び 2 項。

⁴⁹ 本規則案前文 17 項、3 条 15 号、16 号及び 28 号並びに 30 条 2 項。

イ CBAM 証書の償却

認可申告者は、毎年5月31日までに、前年の輸入対象製品の総排出量に相当するCBAM 証書（ただし、原産国における支払済みの炭素価格及び EU ETS の無償割当に応じた削減分を除く。）のCBAM 証書を償却しなければならない⁵⁰。

認可申告者が、期限までに必要なCBAM 証書を償却しなかった場合、償却すべきであった各CBAM 証書について、EU ETS 指令が定める超過排出量に対する制裁金（€100/t-CO₂）⁵¹と同額の制裁金が課される⁵²。また、認可申告者以外の者が、CBAM 証書を償却することなく対象産品を輸入した場合にも、償却すべきであった各CBAM 証書について同様に制裁金が課される⁵³。

認可申告者は、償却後の余剰CBAM 証書について、6月30日までにEU加盟国の当局に対して前年の購入数の3分の1を上限として買取りを要求することができる⁵⁴。認可申告者は、買取り後に残ったCBAM 証書を翌年の償却に使用することができるが、償却に使用されずに認可申告者のアカウントに残ったCBAM 証書は、EU加盟国の当局により取り消される⁵⁵。

5. 日本企業への示唆

本稿で述べたとおり、本規則案が実施された場合、対象産品の輸入申告者及び生産者は、重い金銭的・事務的負担を強いられる。とりわけ、日本からの輸出品について、本規則案は、現時点では、日本からの輸出量の少ない産品のみを対象としているが、今後、日本からの輸出量の多い産品に適用対象が拡大される可能性がある⁵⁶。また、日本からの輸出品は、日本のカーボンプライシング制度に基づく負担額が「炭素価格」として認められなければ、結果的に競合するEU製品又は他国からの輸入品よりも重い金銭的負担を強いられる可能性がある⁵⁷。

したがって、日本又は他国からEUに製品を輸出する日本企業は、こうした金銭的・事務的負担の影響を精査し、以下の点を含む対策を取る必要がある。

- 自社製品が本規則案の適用対象となっているか、又は将来的に適用対象となる可能性があるかを確認する⁵⁸。
- 排出量を実際に算定するための適切なモニタリングシステムを検討する。
- 今後詳細が定められる実際の排出量の算定方法次第で、規定値を使用する可能性も視野に入れて、輸出国に対して、自国の平均排出原単位及び地域特有の規定値の算定に必要なデータの収集及び提供を働きかける⁵⁹。
- 排出量の検証に係るコストを軽減するため、生産者登録を検討すると共に、検証を依頼することのできる認定検証者を探し、必要に応じて、自国の既存機関に対して、認定検

⁵⁰ 本規則案 22 条 2 項。認可申告者は、CBAM 証書の償却を行うため、必要数の CBAM 証書を登録されたアカウントに保有しておく必要がある。

⁵¹ Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and amending Council Directive 96/61/EC, OJ 2003 L275, p. 32, available, [here](#), Article 16(3). 制裁金は、消費者物価指数に基づき増額される (Article 16(4))。

⁵² 本規則案 26 条 1 項。

⁵³ 本規則案 26 条 2 項。

⁵⁴ 本規則案 23 条 1 項及び 2 項。

⁵⁵ 本規則案 24 条。

⁵⁶ 1(1)参照。

⁵⁷ 4(1)ウ参照。

⁵⁸ 1(1)参照。

⁵⁹ 4(1)ア参照。

VAN BAEL & BELLIS

証者の申請を行うよう働きかける⁶⁰。

- CBAM 証書の償却数の削減のため、原産国におけるカーボンプライシングの制度に基づく負担が「炭素価格」として認められるか、及び申告する排出量が炭素価格の対象であったことを示す文書を確保できるかを確認する⁶¹。

日本又は他国から EU に製品を輸出する日本企業は、同時に、本規則案の審議及び実施状況にも注意を払う必要がある。本規則案自体、欧州議会及び閣僚理事会における審議を通じて修正される可能性があるほか、規則の成立後も、移行期間終了前に欧州委員会が作成する報告書に基づき、対象製品の範囲が拡大され、間接排出量が対象となる可能性がある⁶²。さらに、対象製品の実際の排出量の算定方法については、実施行為により定められる詳細次第で、規定値の算定や炭素価格については、輸出国・原産国の制度設計、対応及び EU との協議次第で、日本企業の金銭的・事務的負担が大きく変わり得る⁶³。したがって、日本企業は、今後、本規則案に係る動向を注視し、必要に応じて輸出国・原産国や EU 諸機関と連携を取り又は働きかけを行うことが重要となる。

⁶⁰ 3(3) 参照。

⁶¹ 4(1)ウ参照。

⁶² 1(1) 及び 4(1)ア参照。

⁶³ 4(1)ア及びウ参照。